

平成27年度（平成28年4月採用）椎葉村職員採用試験のお知らせ

平成27年度椎葉村職員採用試験については、次の実施要領により行います。実施要領と申込用紙は、総務課に用意してあります。

平成27年度椎葉村職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種で行います。

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務（A）	若干名	村長部局等に勤務し、一般事務業務に従事します。
初級	保健師（D）	若干名	村長部局等に勤務し、保健業務に従事します。
初級	看護師（E）	若干名	国保病院等に勤務し、看護業務に従事します。
初級	保育士（F）	若干名	村長部局等に勤務し、保育業務に従事します。
初級	薬剤師（G）	1名	国保病院等に勤務し、専門技術的業務に従事します。
初級	管理栄養士（H）	若干名	村長部局等に勤務し、栄養管理、指導業務に従事します。

2 受験資格

(1) 学 歴

学歴は問いません。

(2) 資 格

保健師は、保健師の資格を有する者（平成27年度の試験において資格取得見込みの者を含む）に限ります。

看護師は、看護師の資格を有する者（平成27年度の試験において資格取得見込みの者を含む）に限ります。

保育士は、保育士の資格を有する者（平成27年度の試験において資格取得見込みの者を含む）に限ります。

薬剤師は、薬剤師の資格を有する者（平成27年度の試験において資格取得見込みの者を含む）に限ります。

管理栄養士は、管理栄養士の資格を有する者（平成27年度の試験において資格取得見込みの者を含む）に限ります。

（注）資格を必要とする試験については、資格が取得できない場合、採用になりません。

(3) 年 齢

種 類	受 験 資 格
一般事務（A）	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
保 健 師（D）	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
看 護 師（E）	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
保 育 士（F）	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
薬 剤 師（G）	昭和50年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
管理栄養士（H）	昭和50年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

(4) 欠格事項

次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (ウ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 椎葉村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験の日時	試験場	合格発表
1次試験	9月20日（日） 7時30分 受付開始 8時10分 着席 8時30分 試験開始 12時30分 試験終了	宮崎県立門川高等学校 〒889-0611 東臼杵郡門川町大字門川 尾末2680番地 TEL0982(63)1336	10月上旬に役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。
2次試験	10月下旬に第1次試験合格者に対して行います。	椎葉村役場 〒883-1601 東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762番地1 TEL0982(67)3201	11月上旬に役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

※駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

※試験中に携帯電話の電源を切り、バック等にしまってください。

4 試験の方法

初級試験については、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験区分	試験科目	内 容
1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての多枝選択式による筆記試験
	専門試験 (保健師D) (看護師E) (保育士F) (管理栄養士G)	種類に応じた専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験 (出題分野は別表のとおり)
	作文試験 (一般事務A) (薬剤師G)	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
2次試験	人物試験	面接試験

別表 専門試験の出題分野

試験の種類	出 題 分 野
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
看護師	基礎看護学、在宅看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学
保育士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）
管理栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営

5 受験手続

(1) 申込用紙請求先等

ア 申込用紙の交付場所

椎葉村役場総務課行政グループ

イ 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

椎葉村役場総務課行政グループ人事担当

封筒の表に「椎葉村職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封し、椎葉村役場総務課に請求してください。

なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 申込用紙の提出先

椎葉村役場総務課

(〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1)

申込手続 所定の申込用紙に必要事項(申込用紙の「郵便はがき」欄に受験者の氏名及び住所を忘れずに書いてください。)を記入し、最近6か月以内に撮影した写真と52円切手を所定のところに貼って提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「椎葉村職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

7月21日(火)～8月7日(金)まで。

8時30分から17時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

郵送の場合は8月7日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月28日(金)を過ぎても受験票が到着しない場合は、椎葉村役場総務課行政グループ人事担当(TEL0982-67-3201)に連絡してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として平成28年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

7 給与・勤務条件等

(1) 給与

給与は椎葉村の一般職の給与に関する条例に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次休暇（4月採用者は、初年度については15日。）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇・・・3日間

結婚休暇・・・7日間

病気休暇・・・最高90日間

8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を椎葉村ホームページ及び宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。それぞれのアドレスは次のとおりです。

椎葉村ホームページアドレス

<http://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/>

宮崎県町村会ホームページアドレス

<http://www.myzck.gr.jp/>

9 問い合わせ先

椎葉村役場総務課行政グループ 人事担当

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

TEL 0982-67-3201